

メインサーバ拠点利用契約に関する覚書の締結について

電力広域的運営推進機関のメインサーバ拠点については、2014年12月に利用契約を締結し、現在まで同所にて運用を継続している。

契約先より昨今の情勢を踏まえた電気料金改定協議の申入れがあり、これを受けて調整を行った結果、合理性があり妥当と認められることから、電気料金改定について新たに現契約に関する覚書を締結する。

1. 覚書

別紙1のとおり。

2. 締結先

非公表（締結先が不同意のため）

3. 適用日

2024年4月1日

【添付資料】

別紙：覚書

※別紙は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき非公表とする。

以上